

あやめ訪問看護ステーション運営規程(介護保険)

(事業の目的)

第1条 株式会社 K・T が開設するあやめ訪問看護ステーション(以下「事業所」という)が行う訪問看護及び介護予防訪問看護(以下両サービスを総称して訪問看護という)の事業は、高齢者が要介護状態又は要支援状態となった場合において、主治の医師が必要と認めた高齢者に対して、心身の機能の維持回復を目指し、療養生活を支援する。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供にあたって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、総合的に日常動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

3 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年1月9日京都市条例第39号)」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 あやめ訪問看護ステーション
- 2 所在地 京都府京都市南区東九条明田町18-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師 1名

管理者は、ステーションの従業員の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申し込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2 看護師 常勤換算2.5名以上

看護職員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当る。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|----------|----------------------------|
| 1 | 営業日 | 月曜日～金曜日まで |
| | 営業しない日 | 土・日曜日 及び 12月31日から1月3日まで |
| 2 | 営業時間 | 8：30～17：30 |
| 3 | サービス提供時間 | 9：00～17：00 |
| 4 | 連絡体制 | 24時間常時電話等による連絡・相談が可能な体制とする |

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 リハビリテーション
- 3 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 4 褥創の予防・処置
- 5 食事および排泄等日常生活の世話
- 6 痴呆症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 特別管理加算
- 10 その他医師の指示による医療処置

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割（一定以上の所得のある方は2割【平成27年8月から】）が利用者様の負担額となります。

- 2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 事業の実施地域から片道5キロメートル未満 500円

② 事業の実施地域から片道5キロメートル以上の場合5キロメートルを超える毎に 500円

- 3 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

- 4 死後の処置料 10,000円とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、

東山区・下京区(全域)
中京区(千本通り以西 三条通り以北除く)
南区(西大路通り-御前通り以西 府道 201 以南除く)
伏見区(本町通り以东 府道 201 以南除く)
その他要相談

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市、市町村、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切に取り扱うものとする。

2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、訪問看護の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(衛生管理等)

第11条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、本事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所において感染症の発生、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。

① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待の防止)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第13条 指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、提供した指定訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する注意事項)

第14条 本事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - ② 継続研修 年3回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約とする。
 - 4 本事業所の従業員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。
 - 5 本事業所は訪問看護に関する記録を整備しその完結の日から5年間保存するものとする。
 - 6 この規定に定める事項の外、運営に関する事項は、本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 5 年 6 月 12 日から施行する。